

環第1170号

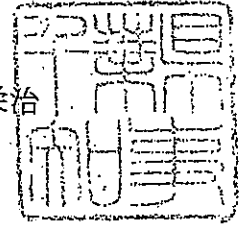
千葉県環境審議会 様

千葉県地球温暖化防止計画の策定について（諮問）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第20条の3第1項の規定により、現在の千葉県地球温暖化防止計画を改定し、次期計画を策定する必要があるため、下記のことについて諮問します。

平成22年12月14日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

千葉県地球温暖化防止計画について